

ヘルスバイオサイエンス研究部

I	研究水準	研究 6-2
II	質の向上度	研究 6-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、医、薬、歯、栄養を含む 8 部門、25 講座、81 分野が、疾患酵素学研究センター、ゲノム機能研究センター、アイソトープ総合センターとの共同研究体制を組み、ゲノミクス・プロテオミクスを基盤とする多因子疾患の新規診断・治療法の開発・創薬研究を推進している。平成 19 年度教員 296 名(助教以上)が 1,045 件の論文発表を行い、教員一名当たり 3.53 件である。内訳はインパクトファクター（IF）10 以上 30 件、9～10 が 13 件、8～9 が 9 件、7～8 が 46 件、6～7 が 66 件、5～6 が 78 件、4～5 が 157 件、3～4 が 209 件、2～3 が 437 件である。知的財産権の出願状況は、発明届出及び特許出願件数として平成 16 年度 47 件、平成 17 年度 77 件、平成 18 年度 82 件、平成 19 年度 42 件である。平成 15 年から採択された 21 世紀 COE プログラム「多因子疾患克服に向けたプロテオミクス研究」により、先端医療研究資源・技術支援センターを設立し、臨床検体保存管理システムの整備と高額研究設備機器の集中化・共同利用体制の促進が図られ、寄附講座(腫瘍内科学分野)の設立へと発展している。さらに、疾患酵素学研究センター・ゲノム機能研究センター等との学内連携を図り、基礎・臨床の協力研究体制が進んでいる。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択数(採択金額)が、平成 16 年度から平成 19 年度にかけ、217 件、236 件、238 件、235 件の合計 926 件(年平均 231 件、6 億 4,000 万円～7 億 2,000 万円)で、採択率は 26.8%(新規分、資料 A1-2007 データ分析集:No.24 科研費申請内定状況)となっている。その他の受け入れ状況は、平成 16 年～平成 19 年度全体で、共同研究が 268 件(7 億 5,000 万円)、受託研究が 192 件(9 億 4,000 万円)、寄附が 2,733 件(19 億 5,000 万円)、その他 18 億円と、活発な研究活動が展開されていることなど、優れた成果である。

以上の点について、ヘルスバイオサイエンス研究部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、ヘルスバイオサイエンス研究部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、医歯薬学の領域において先端的な研究成果が数多く生まれている。優れた研究成果として、例えば、dicyanomethyl acetate(H-MAC-Ac)による C=N 基への新規付加反応法の開発、ヨードベンゼンを触媒とする新規酸化反応の開発、骨髄腫における骨吸収・骨形成機序の解明、T 細胞の分化・胸腺内細胞移動と CCR7 ケモカイン、関節リウマチ疾患モデルにおける樹状細胞の役割解明等において国際的に高い評価を受けている。社会、経済、文化面では、医歯学領域の研究において優れた研究業績があり、特に国際宇宙ステーション実験、文部科学省若手科学者賞の受賞(NF-kB 2 による T 細胞調節機序の解明)が社会的文化的に高い評価を受けている。さらに、唾液腺機能検査キットの開発、顎運動の測定装置の開発、スタチ由来物質の健康食品及び「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」の策定への参加で優れた成果を上げている。また、過去 4 年間の研究成果によって、日本薬学会賞、文部科学省若手科学者賞(T 細胞の活性化分子機構)及び青色発光ダイオードによる食品殺菌システムでの特許を獲得していることは、優れた成果である。

以上の点について、ヘルスバイオサイエンス研究部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、ヘルスバイオサイエンス研究部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が3件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。